

富障福 第104号
令和2年4月13日

障がい福祉サービス事業所 様

富田林市福祉事務所長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」について

平素は、本市福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和2年4月9日付厚生労働省より標記の事務連絡が発出されたことに伴い、そのなかで新たに示された「市町村が認める場合」の取扱いにつき、下記とおり本市の考えをお示しさせていただきますので、ご対応のほどよろしく願いいたします。

記

- 標記事務連絡中、問5の答及び問11の答にあります「市町村が認める場合」につきましては、欠席時対応加算算定時と同等の健康管理や相談支援等が行われる(要記録)場合、いずれも通常提供しているサービスと同等の報酬算定を認めることとします。

※問9の答については、個別判断とします。

※この通知の日を以て、従来の通所サービス事業所における居宅等への訪問に加え、電話等による支援についても算定の対象となります。

※問11の答中、(移動支援事業の臨時的取扱い)については、令和2年3月30日付富障福第831号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」においてお示した通りです。

●適用期間

この取扱いはこの通知の日から当面の間適用するものとし、期間の終了につきましては別途お知らせさせていただきます。(ウェブサイトへの掲載)

【参考】<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/23/38118.html>

以上

問い合わせ先
富田林市役所 子育て福祉部
障がい福祉課 仲谷
TEL0721-25-1000 内線(194)